

性暴力対策アドバイザー派遣事業
受講の手引き
(小学校高学年)

目次

1	性暴力対策アドバイザー派遣事業について	1
2	実施内容	3
3	アンケートの実施について	5
4	事前準備	6
5	講義実施	10
6	講義実施後	10
7	問合せ先	15

別添 小学校（高学年）テキスト

1 性暴力対策アドバイザー派遣事業について

性暴力対策アドバイザー派遣事業は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」第11条に基づき実施されている。

(1) 福岡県性暴力根絶条例

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」いわゆる「性暴力根絶条例」は平成31年2月に制定。

（福岡県は、性犯罪被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）が、平成30年度まで、9年連続ワースト2位となるなど、性犯罪の根絶に向けた取組が喫緊の課題となっていた。）

【「福岡県性暴力根絶条例」（抜粋）】

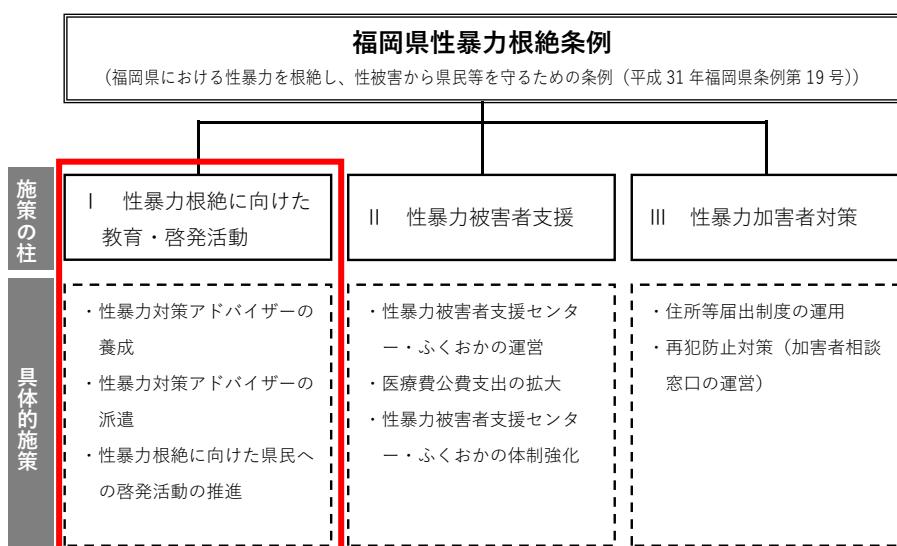
○第11条第1項

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

○第11条第2項

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

(2) 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の体系



(3) 事業計画

全校実施となっている各校種（小学校高学年、中学生、高校生）において在学中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5・6年生）は2年、中学生以上は3年サイクルでアドバイザーを派遣する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高校生	先行実施・検証→	全校実施→			
	中学生	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校高学年	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校低、中学年	-		先行実施・検証	希望校実施→	
	特別支援学校生	先行実施・検証→		全校実施→		
私立学校生		先行実施・検証→	希望校実施→			

(4) 事業の目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与すること。

(5) 性暴力対策アドバイザーとは

福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者。

アドバイザーの役割は下記①～③のとおり。

【アドバイザーの役割】

- ①配慮校（※）について県及び学校との事前打合せの実施
 - ②講義の実施
 - ③講義の際に、児童・生徒から性暴力に関する相談があった場合における学校関係者（養護教諭・スクールカウンセラー）への引継ぎ
- ※配慮校…講義対象の児童生徒の中に性暴力の当事者が含まれる、学級・学校が荒れていて落ち着いて学習する雰囲気など、講義に当たり配慮が必要と認められる事情がある学校

2 実施内容

(1) 講義のねらい

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

(2) 到達目標（小学校高学年）

「境界線」について知る。

- ①「境界線」を知る。
- ②コミュニケーションスキルとして「イヤ」と言えるようになる。
- ③信頼できる大人に相談する権利があることを知る。

(3) 使用テキスト

別添「小学校（高学年）テキスト」

(4) 授業の展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講上の注意点としては、受講中に不調を来て退出したい等の場合に学校の教師に申し出ること等を伝える。
展開 35分	1 授業のねらいや全体像を知る 2 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 5分	1 全体のまとめ 2 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

(5) 教科等における位置づけの例

- ・特別活動>(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - >イ よりよい人間関係の形成
 - >ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

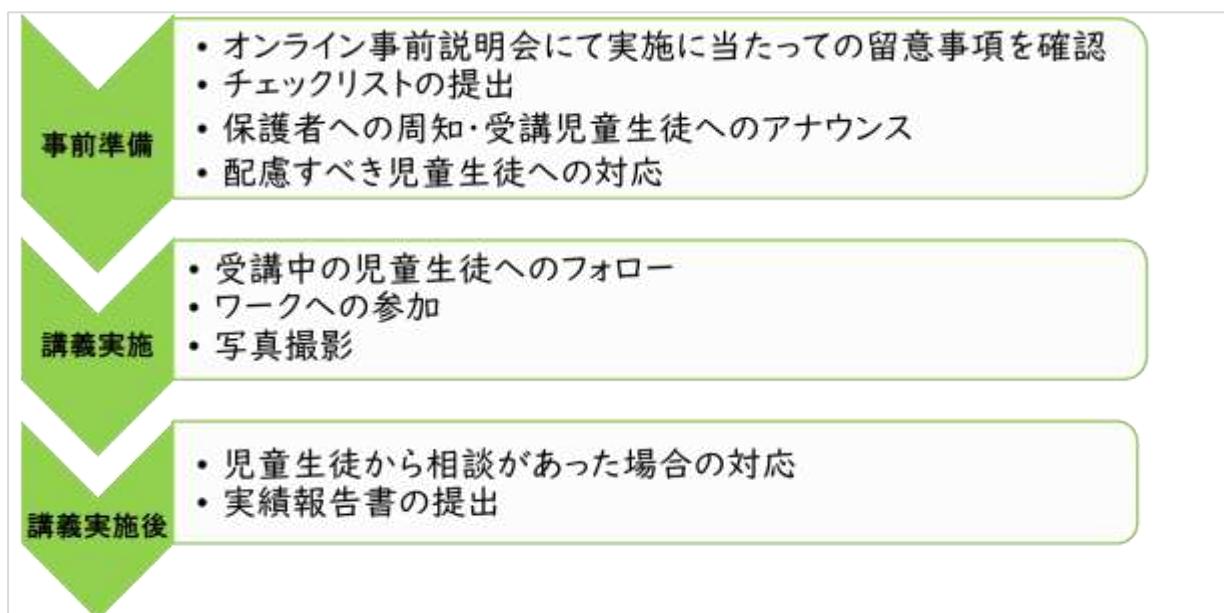
(6) 受講単位

学級単位の受講を基本とするが、学校判断により変更可能。

(7) 受講に当たっての事前調整

児童からの相談へのフォローアップをスムーズに行うために、可能な限りスクールカウンセラーが授業に同席できるよう調整する。

(8) 講義実施前後に学校が実施すること（詳細は6頁以降を参照）



3 アンケートの実施について

アンケートの実施については、各学校の任意となるが、実施する場合は下記の点に留意して行う。

(1) アンケートは県の所定の様式を使用し、原則記名で実施する。

匿名で提出されたアンケートから、個人を特定するリスクを避ける。

(2) アンケートの目的について、学習者へ説明をしたうえで配布する。

「このアンケートは、講義の理解度を確認するために行う」等の説明を行う。

(3) アンケートの管理と対応について、各学校での取扱いを事前に決めておく。

①回収後のアンケートを確認する職員の範囲を事前に決める。

②部外者へ閲覧を許可する場合は、根拠を明らかにする。

③アンケートの保管場所について、十分に配慮する。

本事業やアンケートは、性暴力の被害や加害の開示を促すものではないが、アンケートを通して、学習者から何らかの被害や加害の開示がある可能性があることを考慮しておく必要がある。

(4) 生活安全課によるアンケートの協力依頼

また、事業の効果検証のため、県（生活安全課）において、学校を抽出し、児童生徒及び教員へのアンケートを実施。アンケートを依頼する学校については、別途依頼文を発出。

4 事前準備

(1) オンライン説明会への参加・チェックリストの提出

生活安全課が実施するオンライン説明会において、実施に当たっての留意事項を確認する。説明会後は「チェックリスト」を生活安全課に提出し、必要に応じて派遣アドバイザー・学校・生活安全課の三者打合せを実施する。

(2) 保護者への周知・受講児童生徒へのアナウンス

実施通知等で、保護者に対して講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明を行い、児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう周知する（7頁：保護者向け通知の例）。

担任等の学級指導等において児童生徒への趣旨説明を行い、受講に際し心配事がある等の場合は教師に相談するよう伝える（8頁：受講児童生徒への事前アナウンスの例）。

(3) 配慮すべき児童への対応

事前に配慮が必要と把握している児童生徒、保護者や本人から相談のあった児童生徒に対応する（9頁：個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前））。

受講後に児童の相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。

【保護者向け通知の例】

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

○○○○○学校長

性の健康と権利に関する教育の実施について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校においては、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施することとしております。

この教育は、自分も相手も大切にするコミュニケーション力を身につけ、社会の中で自他の安全を守って生活するための基本的なスキルを身につけることを目的としています。その中で性被害のことや、もし被害にあった場合に助けを求めるの大切さや方法も学びます。本校としては、子ども達が生きる力を育むうえでの大切な教育内容と考えております。

つきましては、下記のとおり全校生徒（○学年の全児童生徒）に対し授業を実施しますので、保護者の皆様にお知らせします。

記

1 日時

令和 年 月 日 (曜日) 時間目

2 講師

福岡県性暴力対策アドバイザー ○○ ○○

3 講義内容

小学校高学年
〔 (1) 境界線ってなに?
(2) 性の境界線
(3) 性暴力にあったとき 〕

4 その他

受講にあたり、児童生徒に配慮が必要であるなどの事情がある場合は○○（担任等）にご連絡ください。

○年○組（担任） ○○ ○○
○○○-○○○-○○○

【受講児童生徒への事前アナウンスの例】

※保護者への通知文を配付するタイミングでクラス全体へアナウンスすることを想定している。

- ・今度、外部講師を招いて、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業をして頂くことになっている。
- ・自分も相手も大切にするということはどういうことか、自分と相手の安全、安心の守り方、性暴力のこと、もし被害にあってしまったらどうしたらいいか、といったことを教えてもらう。
- ・○月×日△時間目に、全校児童生徒（○学年全児童生徒）で授業を受ける。
- ・この授業を受けることは、保護者にもおたよりで伝える。
- ・心配なこと、気になることがあったら、事前に先生に伝えてほしい。

【個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前）】

○ 個別に配慮を行う目的

- ・性暴力の話題で混乱すると予想されるような児童生徒が、無理のない範囲で、安心して授業に参加できるようサポートする。（授業を受けなければならないわけではない。）
- ・授業や性暴力に関する話題を扱うことに対する不安な気持ちを話せるようであれば、どのように不安なのかを聞き、どう対処したらよいか一緒に考えることで、学校生活への安心感を高める。

○ 配慮が必要な児童生徒の例

- ・性被害（家庭内での性的虐待を含む）を受けたことのある児童生徒
- ・家庭内に性被害を受けたことのある人（きょうだい等）がいる児童生徒 等

○ 配慮の方法

①授業のアナウンスや保護者への通知を受け
て、児童・生徒又は保護者から相談がある

①学校が事前に配慮の必要性を把握

②保護者からの相談の場合等、必要に応じて対応について保護者と打合せ

③児童・生徒と個別に面接を行う（他の児童・生徒、教職員の目に触れない場所で行う）
<面接の際の声掛けの例>

- ・今度、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業がある。
- ・授業の中では、性暴力とはどういうことか、被害者は悪くないけれどとても怖くて傷付くこと、そういう時には難しいかもしれないけど助けを求めよう、ということの話がある。
- ・もしかしたら、聴いたらきつくなる人もいるかもしれないので、そういう時には無理をしないことも大事なことである。なので、聴くのがきつい、怖い、いやだと思うのなら、無理をして聞かずに、保健室で待つなどしていい。その場合も不利益はない。
- ・この話をきいて、どうかな、授業にみんなと参加できそうかな？それとも不安に思うことがあるかな？と、児童生徒の気持ちを聞く。
※学校が配慮の必要性を把握している場合は、クラス全体への説明よりも前に、個別に伝える。
- ※配慮が必要な事情について知っていることを児童生徒が了解している教職員から、伝える。

④配慮の対応

<対応の例>

- ・（教室で実施の場合）後方の出口に近い席（途中で退席しやすい）や慣れた先生の隣であれば大丈夫、というのであれば、席を調整する。
- ・（体育館等で実施の場合）他の児童生徒と並んで一緒に聞くのは難しいが、離れた場所で聞くのであれば大丈夫、というのであれば、離れた席を用意する。
- ・授業中に退席したいときは誰にどんな合図をして退席するのか、具体的な手順を決めておく。
- ・退席後に休める場所を確保しておく（保健室等）。また事前に他の教職員と申し合わせておく（「授業に戻りなさい」等の声掛けがされないように配慮する）。
- ・授業に出席しない場合、当日は授業が始まる前の休み時間に「頭が痛いから保健室で休む」と友達に伝えて教室を出ること、などを打ち合わせておく。

5 講義実施

(1) 受講中の児童のフォロー

担任等の教員が受講児童生徒の様子を見守り、必要時に対応ができる体制を取つておく。

(2) ワークへの参加

自分の境界線を知り、そのピンチについてアンテナを張るきっかけとなるよう「どんなときが境界線のピンチか」を考えるワークを実施。

ワークの中で、子どもの発言の前に、担当の先生に「私たちを守ってくれる境界線がピンチなときはどんな時ですか、その時にはどんな気持ちになりましたか」と話を振る際に、子どもたちの議論のきっかけになるような簡単な例（身の回りにある小さな境界線のピンチの経験談）を発表する。

(3) 写真撮影

実施報告書への添付のため、授業の様子について写真撮影を行う（児童生徒の顔を写す必要はない）

6 講義実施後

(1) 児童生徒から相談があった場合の対応

講義後に児童生徒から相談があった場合に対応する（11頁：児童から相談があつた場合の対応について（授業後））。

(2) 実績報告書の提出

「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書」を県生活安全課にメール又は郵送で提出する（12頁：福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書）

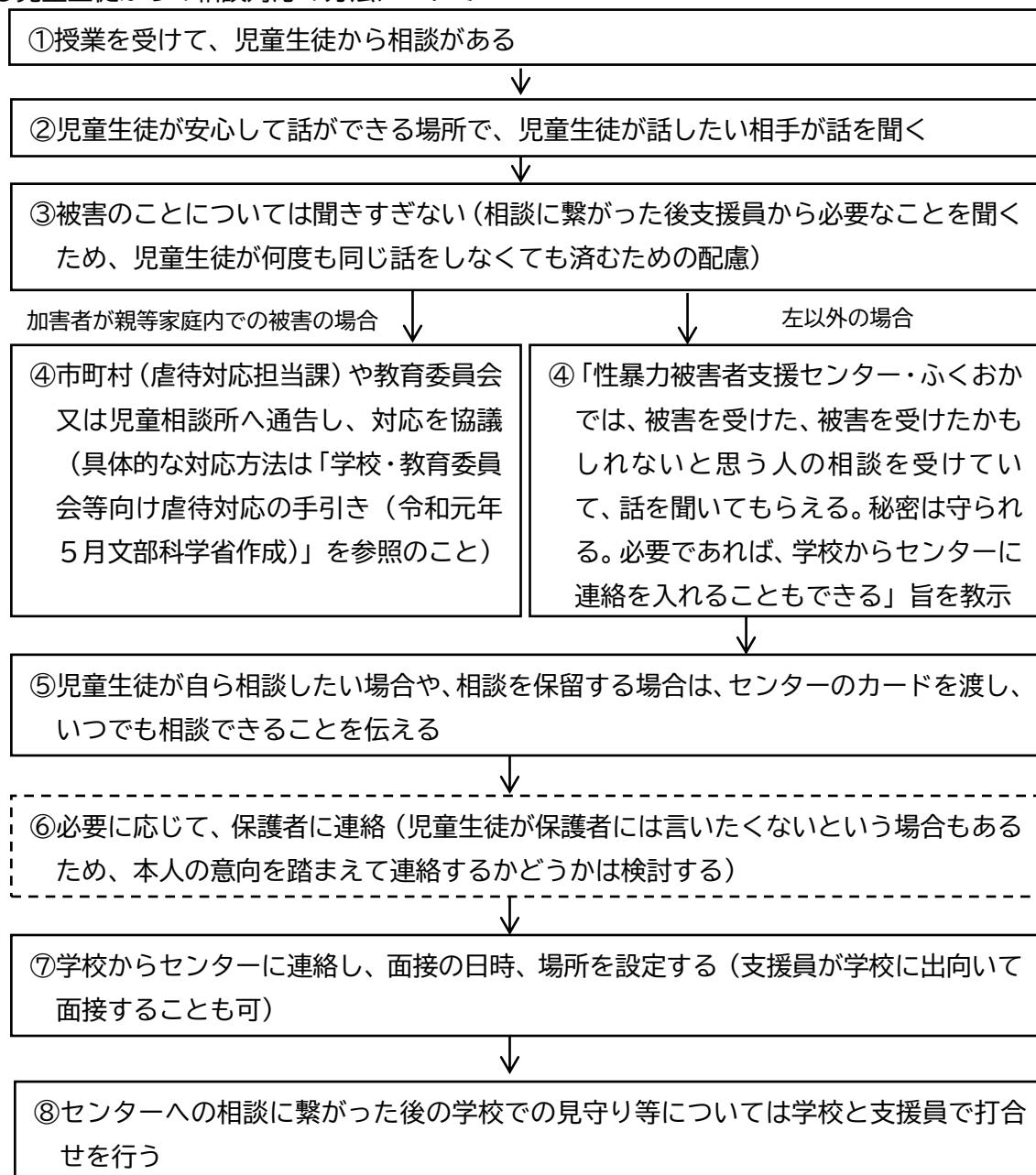
【児童から相談があった場合の対応について（授業後）】

○性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

全都道府県に設置されている、性暴力被害者の相談から医療的、法的支援までをワンストップで支援する相談機関。

- ・設置主体：県（生活安全課）
- ・委託先：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・設置場所：福岡市内（住所は非公表）
- ・電話番号：092-409-8100 (#8891)
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者
- ・支援内容：電話相談、面接相談、医療機関付添い、医療費（身体、精神）公費支出、カウンセリング、証拠資料採取、無料弁護士相談、緊急宿泊等

○児童生徒からの相談対応の方法について



【福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書】

様式第4号

年　月　日

福　岡　県　知　事　殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年　月　日　曜日		
派遣時間	：　～　：		
打合せ日時	<input type="checkbox"/> 同日 (時頃) <input type="checkbox"/> 月 日 (時頃)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ()		
対 象 者		参加人員	人
アドバイザーナ			
開催概要・ 感想等			

添付資料:実施状況の写真2, 3枚を添付してください。

7 問合せ・各種資料提出先

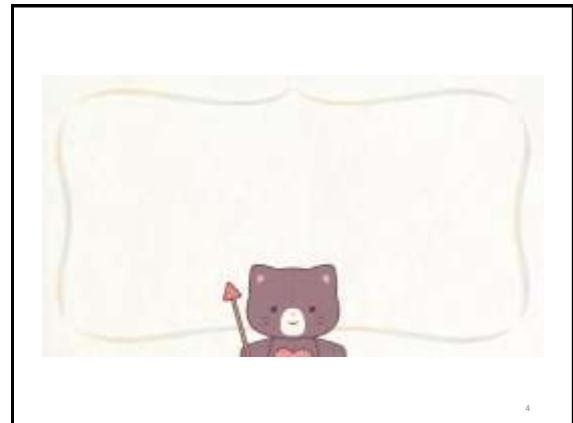
事業担当課 : 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

住所 : 〒812-0053
福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎

電話番号 : 092-289-9395

FAX : 092-289-9397

メールアドレス : sa-adviser@pref.fukuoka.lg.jp



4



「持ち物の境界線」

も もの おの きょうかいせん
持ち物やお金にも境界線がある

「きもちや考え方の境界線」

あなたこのこころはあなたのもの
どんなきもちももっていい、
何を大切にするかはあなたが決められる

いっしょに
かんがえよう

どんなときか
「境界線」の
ピンチかな？

「境界線」がピンチなときには

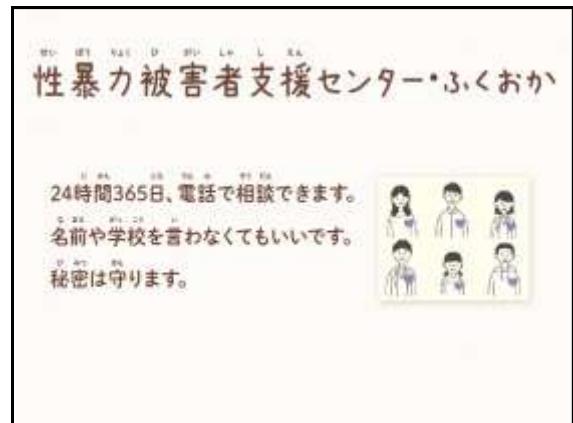
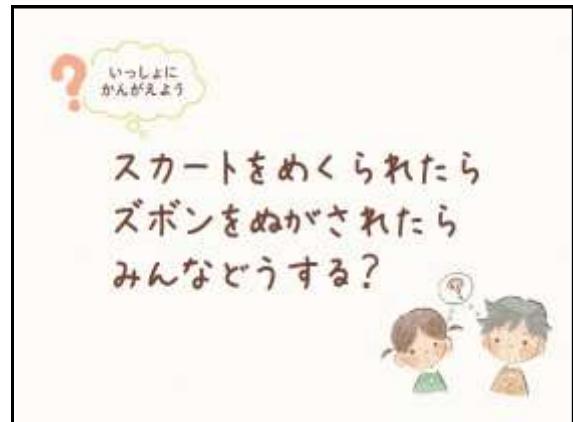
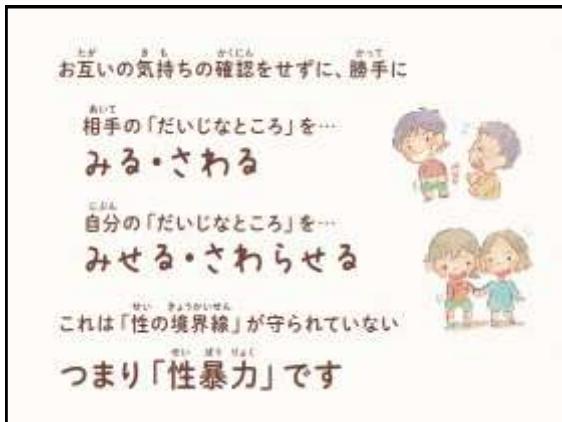
- 「イヤ」と相手に伝える
- その場をはなれる
- 味方になってくれる大人に、はなしてみる

どれをえらんでも、だいじょうぶ

「イヤ」といわれると…
ツライこともあるよね
相手の「境界線」をこえてないかな?
ってちょっと考えてみる

相手の境界線も
大切にする

きょうかいせん
境界線をこえるとき
ことば たが き
言葉でお互いの気持ちを
たし 確かめよう



きょうかいせん　じぶん　まち　あいて　一歩も　とうめい
①「境界線」は自分を守る、相手を守る透明バリア

じぶん　きょうかいせん　か
②自分の「境界線」のピンチに気づこう

きょうかいせん　たいせつ
③「境界線」を大切にしよう

せいぼり　なまく　て　おき　あ　かた
④性暴力を受けた時は、味方になってくれる大人に
話してみよう

あなたのからだはあなたのもの
あなたのこころもあなたのもの

性暴力対策アドバイザー派遣事業
受講の手引き
(中学校)

目次

1	性暴力対策アドバイザー派遣事業について	1
2	実施内容	3
3	アンケートの実施について	5
4	事前準備	6
5	講義実施	10
6	講義実施後	10
7	問合せ先	15

別添 中学校テキスト

1 性暴力対策アドバイザー派遣事業について

性暴力対策アドバイザー派遣事業は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」第11条に基づき実施されている。

(1) 福岡県性暴力根絶条例

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」いわゆる「性暴力根絶条例」は平成31年2月に制定。

（福岡県は、性犯罪被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）が、平成30年度まで、9年連続ワースト2位となるなど、性犯罪の根絶に向けた取組が喫緊の課題となっていた。）

【「福岡県性暴力根絶条例」（抜粋）】

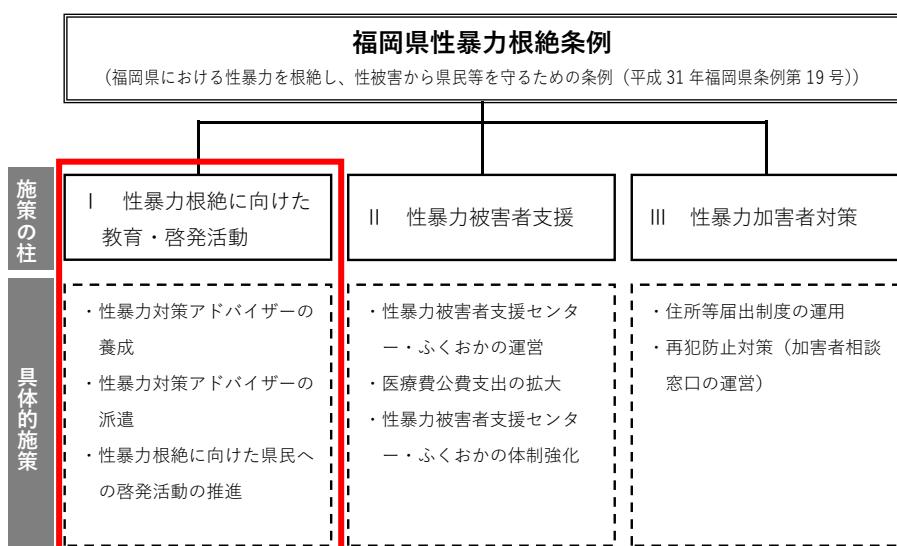
○第11条第1項

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

○第11条第2項

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

(2) 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の体系



(3) 事業計画

全校実施となっている各校種（小学校高学年、中学生、高校生）において在学中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5・6年生）は2年、中学生以上は3年サイクルでアドバイザーを派遣する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高校生	先行実施・検証→	全校実施→			
	中学生	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校高学年	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校低、中学年	-		先行実施・検証	希望校実施→	
	特別支援学校生	先行実施・検証→		全校実施→		
私立学校生		先行実施・検証→	希望校実施→			

(4) 事業の目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与すること。

(5) 性暴力対策アドバイザーとは

福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者。

アドバイザーの役割は下記①～③のとおり。

【アドバイザーの役割】

- ①配慮校（※）について県及び学校との事前打合せの実施
 - ②講義の実施
 - ③講義の際に、児童・生徒から性暴力に関する相談があった場合における学校関係者（養護教諭・スクールカウンセラー）への引継ぎ
- ※配慮校…講義対象の児童生徒の中に性暴力の当事者が含まれる、学級・学校が荒れていて落ち着いて学習する雰囲気など、講義に当たり配慮が必要と認められる事情がある学校

2 実施内容

(1) 講義のねらい

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

(2) 到達目標（中学校）

性暴力は権利の侵害であることを知る。

① 性暴力の背景を知る。

（1）「女らしさ」「男らしさ」がどのように押しつけられているかを探る。

（2）対等な関係について考える。

（3）「境界線」をこえるときの確認（同意）を知る。

② 性暴力の事例を知る。

③ 信頼できる大人（先生、保護者、相談機関等）や友達に相談することの大切さや、相談先（学校内の相談体制や外部の相談機関）を知る。

(3) 使用テキスト

別添「中学校テキスト」

(4) 授業の展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講上の注意点としては、受講中に不調を来て退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1 授業のねらいや全体像を知る 2 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。 ○講師からの一方向のみではなく、講師と児童生徒の双方向や児童生徒間での対話が生まれるよう、質問と挙手やワーク等を用いてやりとりを行う。
まとめ等 10分	1 全体のまとめ 2 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

(5) 教科等における位置づけの例

- ・特別活動>学級活動> (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 >ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

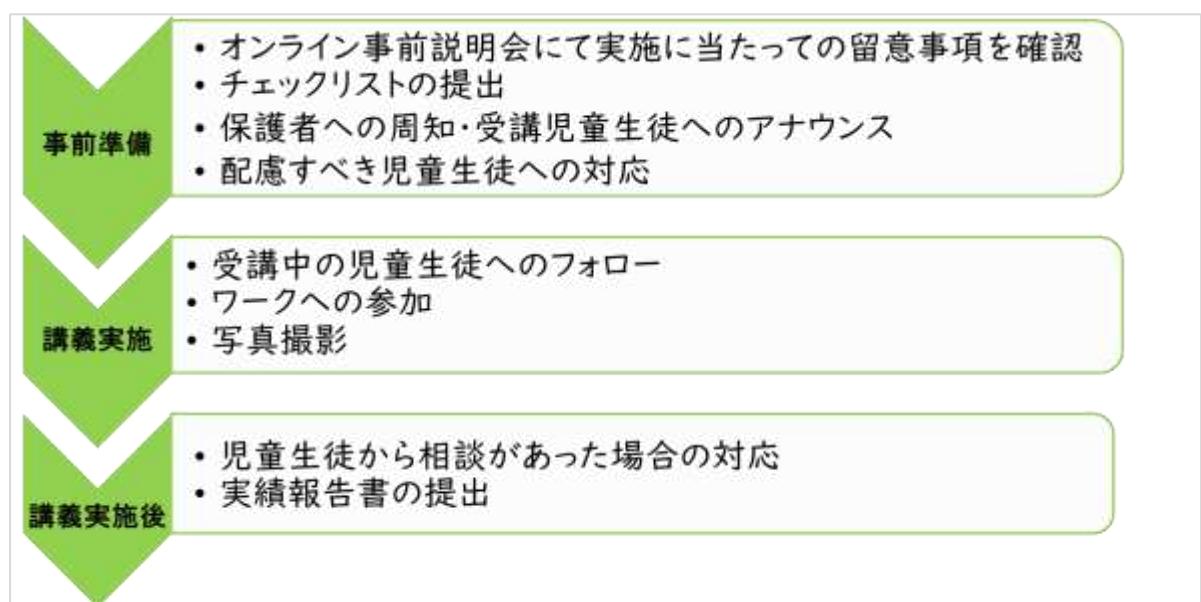
(6) 受講単位

学年単位の受講を基本とするが、学校判断により変更可能。

(7) 受講に当たっての事前調整

生徒からの相談へのフォローアップをスムーズに行うために、可能な限りスクールカウンセラーが授業に同席できるよう調整する。

(8) 講義実施前後に学校が実施すること（詳細は6頁以降を参照）



3 アンケートの実施について

アンケートの実施については、各学校の任意となるが、実施する場合は下記の点に留意して行う。

(1) アンケートは県の所定の様式を使用し、原則記名で実施する。

匿名で提出されたアンケートから、個人を特定するリスクを避けるため、原則記名とする。

(2) アンケートの目的について、学習者へ説明をしたうえで配布する。

「このアンケートは、講義の理解度を確認するために行う」等の説明を行う。

(3) アンケートの管理と対応について、各学校での取扱いを事前に決めておく。

①回収後のアンケートを確認する職員の範囲を事前に決める。

②部外者へ閲覧を許可する場合は、根拠を明らかにする。

③アンケートの保管場所について、十分に配慮する。

本事業やアンケートは、性暴力の被害や加害の開示を促すものではないが、アンケートを通して、学習者から何らかの被害や加害の開示がある可能性があることを考慮しておく必要がある。

(4) 生活安全課によるアンケートの協力依頼

また、事業の効果検証のため、県（生活安全課）において、学校を抽出し、児童生徒及び教員へのアンケートを実施。アンケートを依頼する学校については、別途依頼文を発出。

4 事前準備

(1) オンライン説明会への参加・チェックリストの提出

生活安全課が実施するオンライン説明会において、実施に当たっての留意事項を確認する。説明会後は「チェックリスト」を生活安全課に提出し、必要に応じて派遣アドバイザー・学校・生活安全課の三者打合せを実施する。

(2) 保護者への周知・受講児童生徒へのアナウンス

実施通知等で、保護者に対して講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明を行い、児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう周知する（7頁：保護者向け通知の例）。

担任等の学級指導等において児童生徒への趣旨説明を行い、受講に際し心配事がある等の場合は教師に相談するよう伝える（8頁：受講児童生徒への事前アナウンスの例）。

(3) 配慮すべき生徒への対応

事前に配慮が必要と把握している児童生徒、保護者や本人から相談のあった児童生徒に対応する（9頁：個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前））。

受講後に生徒の相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。

【保護者向け通知の例】

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

○○○○○学校長

性の健康と権利に関する教育の実施について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校においては、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施することとしております。

この教育は、自分も相手も大切にするコミュニケーション力を身につけ、社会の中で自他の安全を守って生活するための基本的なスキルを身につけることを目的としています。その中で性被害のことや、もし被害にあった場合に助けを求めるの大切さや方法も学びます。本校としては、子ども達が生きる力を育むうえでの大切な教育内容と考えております。

つきましては、下記のとおり全校生徒（○学年の全児童生徒）に対し授業を実施しますので、保護者の皆様にお知らせします。

記

1 日時

令和 年 月 日 (曜日) 時間目

2 講師

福岡県性暴力対策アドバイザー ○○ ○○

3 講義内容

- 中学生
- (1) 「境界線」の話
(2) 性暴力ってどんなこと?
(3) 性暴力って何で起こるの?
(4) もし性暴力にあったたら

4 その他

受講にあたり、児童生徒に配慮が必要であるなどの事情がある場合は○○（担任等）にご連絡ください。

○年○組（担任） ○○ ○○
○○○-○○○-○○○

【受講児童生徒への事前アナウンスの例】

※保護者への通知文を配付するタイミングでクラス全体へアナウンスすることを想定している。

- ・今度、外部講師を招いて、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業をして頂くことになっている。
- ・自分も相手も大切にするということはどういうことか、自分と相手の安全、安心の守り方、性暴力のこと、もし被害にあってしまったらどうしたらいいか、といったことを教えてもらう。
- ・○月×日△時間目に、全校児童生徒（○学年全児童生徒）で授業を受ける。
- ・この授業を受けることは、保護者にもおたよりで伝える。
- ・心配なこと、気になることがあったら、事前に先生に伝えてほしい。

【個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前）】

○ 個別に配慮を行う目的

- ・性暴力の話題で混乱すると予想されるような児童生徒が、無理のない範囲で、安心して授業に参加できるようサポートする。（授業を受けなければならないわけではない。）
- ・授業や性暴力に関する話題を扱うことに対する不安な気持ちを話せるようであれば、どのように不安なのかを聞き、どう対処したらよいか一緒に考えることで、学校生活への安心感を高める。

○ 配慮が必要な児童生徒の例

- ・性被害（家庭内での性的虐待を含む）を受けたことのある児童生徒
- ・家庭内に性被害を受けたことのある人（きょうだい等）がいる児童生徒 等

○ 配慮の方法

①授業のアナウンスや保護者への通知を受け
て、児童・生徒又は保護者から相談がある

①学校が事前に配慮の必要性を把握

②保護者からの相談の場合等、必要に応じて対応について保護者と打合せ

③児童・生徒と個別に面接を行う（他の児童・生徒、教職員の目に触れない場所で行う）
<面接の際の声掛けの例>

- ・今度、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業がある。
- ・授業の中では、性暴力とはどういうことか、被害者は悪くないけれどとても怖くて傷付くこと、そういう時には難しいかもしれないけど助けを求めよう、ということの話がある。
- ・もしかしたら、聴いたらきつくなる人もいるかもしれないので、そういう時には無理をしないことも大事なことである。なので、聴くのがきつい、怖い、いやだと思うのなら、無理をして聞かずに、保健室で待つなどしていい。その場合も不利益はない。
- ・この話をきいて、どうかな、授業にみんなと参加できそうかな？それとも不安に思うことがあるかな？と、児童生徒の気持ちを聞く。
※学校が配慮の必要性を把握している場合は、クラス全体への説明よりも前に、個別に伝える。
- ※配慮が必要な事情について知っていることを児童生徒が了解している教職員から、伝える。

④配慮の対応

<対応の例>

- ・（教室で実施の場合）後方の出口に近い席（途中で退席しやすい）や慣れた先生の隣であれば大丈夫、というのであれば、席を調整する。
- ・（体育館等で実施の場合）他の児童生徒と並んで一緒に聞くのは難しいが、離れた場所で聞くのであれば大丈夫、というのであれば、離れた席を用意する。
- ・授業中に退席したいときは誰にどんな合図をして退席するのか、具体的な手順を決めておく。
- ・退席後に休める場所を確保しておく（保健室等）。また事前に他の教職員と申し合わせておく（「授業に戻りなさい」等の声掛けがされないように配慮する）。
- ・授業に出席しない場合、当日は授業が始まる前の休み時間に「頭が痛いから保健室で休む」と友達に伝えて教室を出ること、などを打ち合わせておく。

5 講義実施

(1) 受講中の生徒のフォロー

担任等の教員が受講児童生徒の様子を見守り、必要時に対応ができる体制を取つておく。

(2) ワークへの参加

自分の境界線を知り、そのピンチについてアンテナを張るきっかけとなるよう「どんなときが境界線のピンチか」を考えるワークを実施。

ワークの中で、子どもの発言の前に、担当の先生に「私たちを守ってくれる境界線がピンチなときはどんな時ですか、その時にはどんな気持ちになりましたか」と話を振る際に、子どもたちの議論のきっかけになるような簡単な例（身の回りにある小さな境界線のピンチの経験談）を発表する。

(3) 写真撮影

実施報告書への添付のため、授業の様子について写真撮影を行う（児童生徒の顔を写す必要はない）

6 講義実施後

(1) 児童生徒から相談があった場合の対応

講義後に児童生徒から相談があった場合に対応する（11頁：生徒から相談があつた場合の対応について（授業後））。

(2) 実績報告書の提出

「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書」を県生活安全課にメール又は郵送で提出する（12頁：福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書）

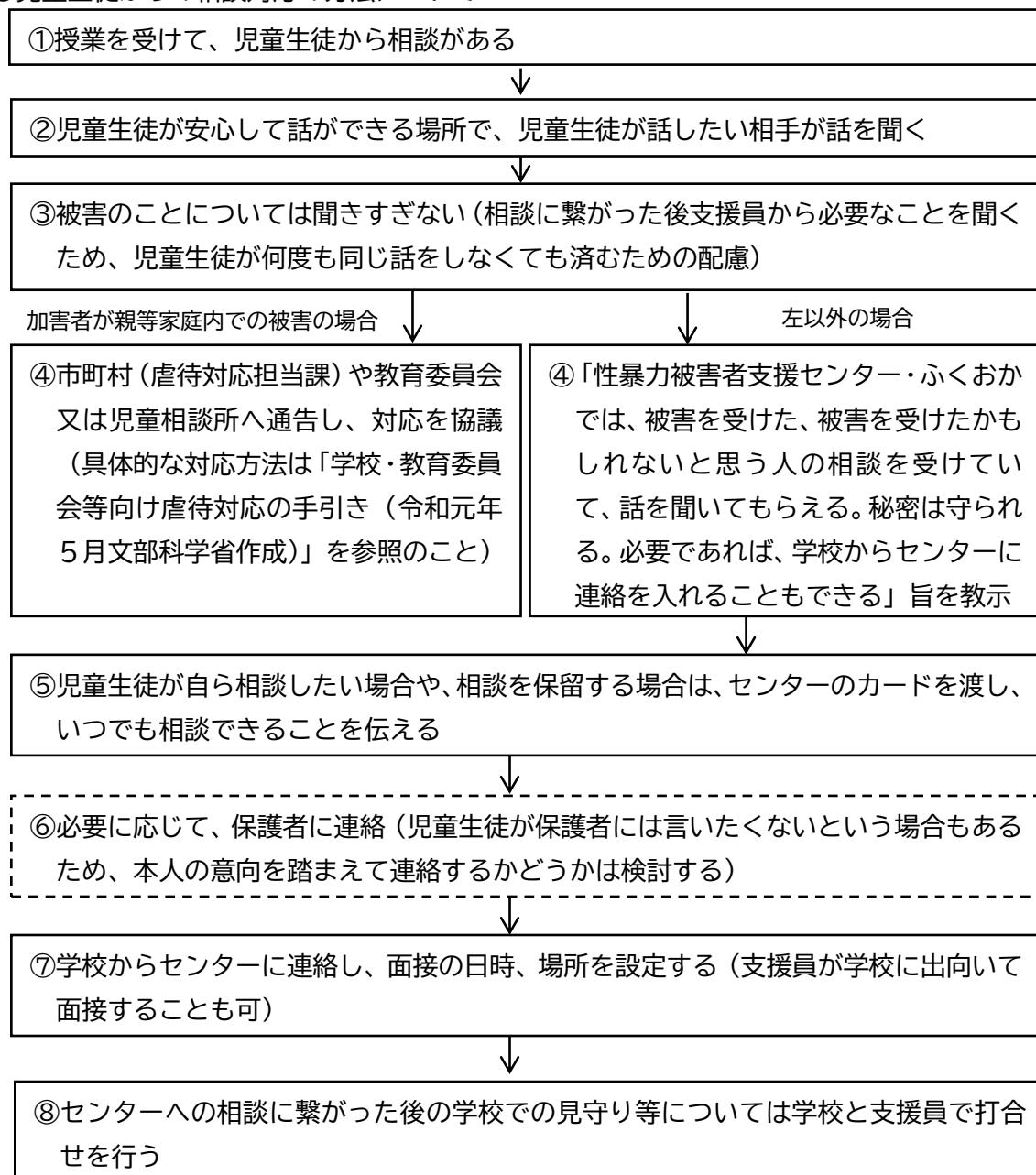
【生徒から相談があった場合の対応について（授業後）】

○性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

全都道府県に設置されている、性暴力被害者の相談から医療的、法的支援までをワンストップで支援する相談機関。

- ・設置主体：県（生活安全課）
- ・委託先：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・設置場所：福岡市内（住所は非公表）
- ・電話番号：092-409-8100 (#8891)
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者
- ・支援内容：電話相談、面接相談、医療機関付添い、医療費（身体、精神）公費支出、カウンセリング、証拠資料採取、無料弁護士相談、緊急宿泊等

○児童生徒からの相談対応の方法について



【福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書】

様式第4号

年　月　日

福　岡　県　知　事　殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年　月　日　曜日		
派遣時間	：　～　：		
打合せ日時	<input type="checkbox"/> 同日 (時頃) <input type="checkbox"/> 月 日 (時頃)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ()		
対 象 者		参加人員	人
アドバイザーナ			
開催概要・ 感想等			

添付資料:実施状況の写真2, 3枚を添付してください。

7 問合せ・各種資料提出先

事業担当課 : 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

住所 : 〒812-0053
福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎

電話番号 : 092-289-9395

FAX : 092-289-9397

メールアドレス : sa-adviser@pref.fukuoka.lg.jp

性暴力について 知る

今日おはなしすること

- ① 「境界線」の話
- ② 性暴力ってどんなこと?
- ③ 性暴力って何で起こるの?
「女らしさ」と「男らしさ」
対等でないとき
- ④ もし性暴力にあったら

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは、自分で決めていいんです。



いろいろな「境界線」

- 「からだの境界線」
 - ◆ 誰と、どれくらい距離をとるかは、あなたが決められる。
- 「きもちや考え方の境界線」
 - ◆ どんな気持ちも持つていい。
何を大切にするかは、あなたが決められる。
- 「持ち物の境界線」
 - ◆ 持ち物やお金にも境界線がある。
- 「時間・空間の境界線」
 - ◆ 時間をどう使うか、どう過ごすかは、あなたが決められる。
- 「性の境界線」
 - ◆ 自分の性は自分だけのもの。

「境界線」は自分を守る

相手を守る透明バリア



いっしょに
かんがえよう

どんなときか
「境界線」の
ピンチかな?

プライベートゾーンとは?
体操服でかくれるところと口。

「性の境界線」をこえるときの確認
キスやハグなどをするとときに、お互いの気持ちを確認すること
「性的同意」

- 言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと。
- 相手が求めてきても、応えないといけないものではない
- あなたのからだはあなたのもの。
自分がどうするかは、自分で決めていい。

性暴力とは
あなたが望まない・同意のない
性的な行為や発言はすべて性暴力。

「性暴力」ってどんなこと?

カラダに直接さわる性暴力

- プライベートゾーンをさわる、さわらせる
- ちかん
- デートDV
- 望まないキス など

「性暴力」ってどんなこと?

カラダに直接さわらない性暴力

- 体へのからかい、性についての傷つく言葉
- 下着を盗む
- エッチな画像や動画を見せる、性器を見せる
- のぞき・盗撮
- 裸の写真・動画などを、SNSで送りつける、送らせる、他の人に拡散する など

「性暴力」ってどんなこと?

被害にあうと……

- からだ
 - 疲れやすい
 - めまい
 - 眠れない
など
- こころ
 - 言い出したことないのに
言い出す。
 - 手帳でイライラする
 - 物音が気になる
など
- 考え方
 - 自分を責める
 - 目をやつしてめだたせる
 - 誰も信じられない
など

「性暴力」ってどんなこと?

被害にあうと……

どんな反応が、どのくらい出るかは人それぞれ。
反応が出たとしてもそれは自然なこと。
本人だけでなく、家族や周りの人にも影響が広がることもある。
長期にわたって影響が続くこともある。

「性暴力」ってどんなこと?

ネットと性暴力のおはなし

「性暴力」ってどんなこと?

同級生のふたりは、
普段から自撮りを送りあっていました。
性的な自撮りを送るように言われて、
「見るのはこの子だけだし、
まあいいか……」と思って送りました。

「性暴力」ってどんなこと?

SNSで知り合った同じ趣味を持つ友達。
「カラオケ行こう」と誘われ、
「ネットの人だけど、同性で同じ年だからいいかな」と
と思って実際に会うと、
異性でかなり年上の人でした。

「性暴力」ってどんなこと?

SNS上で「家出しようかな」とつぶやいたところ、
知らない人から優しいコメントがきました。
「話聞くよ」と言われ、会いに行きました。
実際に優しい人で「うちに泊めるよ」と
言ってくれました。

性暴カッテ何で起こるの?

女子Aさんと 男子の先輩のおはなし

Aさんは部活に入り、毎日楽しく練習していました。

同じポジションの先輩は優しく教えてくれて、

Aさんはめきめきと上達し

先輩のおかげでレギュラーになれました。

でも、

『なんだかちょっと、距離が近すぎるかも…』

Aさんは先輩とふたりきりになるのを

なんとなく避けていました。

「みんなで練習するから、終礼の後残ってて」

先輩にそう言われ、

Aさんはポジションのみんなで先輩に教えてもらう

と思って待っていたら、

他には誰も残っていませんでした。

「どうしてみんな、いないんですか？」

「照れるなよ。おれのこと好きなんだろ」

(ちがう…)

とAさんは言いかけて、でも

(お世話になった先輩に、いやって言えない)

そう思ってためらうと、

先輩はAさんの肩に手を置いてきました。

Aさんは、さわられるのがいやだったけれど、

こわくて動けません。

それからも先輩は

Aさんとふたりきりになろうとしてきます。

Aさんが遡回しに断ると

先輩は不機嫌な態度をとるため、

Aさんは避けづらくなり

ふたりきりの状況になることがありました。

ある日、先輩に強引にキスをされそうになりました。

『他の部員に知られたくない』

『誰かに言ったらおおごとになりそう。』

『みんなに迷惑掛けたらいけない』

先輩のことについては、

誰にも打ち明けられませんでした。

『イヤって言わなかった自分が悪かったのかな』

『どうしても部活に行けない……』

『今までがんばってきたのに』

『なんで自分ばっかり』

朝まで眠れない日が続いて、

Aさんは学校を休みがちになりました。

「最近元気ないね。何があった？」

友達に声をかけられ、

ひとりで抱えることに限界を感じていたAさんは、

初めて先輩のことを友達に打ち明けました。

友達のアドバイスで、

先生に先輩のことを相談することにしました。

『そんなことがあったんだね。』

Aさんは悪くないよ。

打ち明けてくれてありがとう』

先生はゆっくり話を聞いてくれて、

Aさんのことを信じてくれました。

それからAさんは、

スクールカウンセラーに会うようになりました。

気持ちを聞いてもらう中で、

少しずつAさんにはっとする感覚が戻ってきました。

性暴力って何で起こるの？

女子Aさんと
近所のお兄さんのおはなし

Aさんは中学校に入ってから、
家族のすすめで、近所の幼なじみのお兄さんに勉強を
教えてもらうようになりました。
お兄さんが優しく教えてくれたおかげで、
Aさんは成績が上がってきました。

でも、自宅で勉強を教わっているとき、
『なんだかちょっと、距離が近すぎるかも…』
Aさんはお兄さんとふたりきりになるのを
なんとなく避けるようにしていました。

「期末テスト近いし、追い込みしなきゃね。
次の日曜日、うちでやらない?」
お兄さんにそう言われ、うまく断れなくて
日曜日、お兄さんの家に行きました。
「やっぱり、今日は自分でやるので帰ります」
「照れるなよ。おれのこと好きなんだろ」

(ちがう…)
とAさんは言いかけて、でも
(お世話になったお兄さんに、いやって言えない)
ためらうと、
お兄さんはAさんの肩に手を置いてきました。
Aさんは、さわられるのがいやだったけれど、
こわくて動けません。

それからもお兄さんは
Aさんとふたりきりになろうとしてきます。
Aさんが遠回しに断ると
お兄さんは不機嫌な態度をとるため、
Aさんは避けづらくなり
ふたりきりの状況になることがありました。
ある日、お兄さんに強引にキスをされそうになりました。

『家族に知られたくない』
『誰かに言ったらおおごとになりそう。』
『家族に心配を掛けたらいけない』
お兄さんのことについては、
誰にも打ち明けられませんでした。
『イヤって言わなかった自分が悪かったのかな』

朝まで眠れない日が続いて、
Aさんはとうとう学校を休むようになりました。
『どうしても学校に行けない……
今までがんばってきたのに』
『なんで自分ばかり』

なんとか登校できたある日、
担任の先生が声をかけてくれました。
『最近のAさんの様子、心配だよ。
何かあったのなら、話してみたい?』
ひとりで抱えることに限界を感じていたAさんは、
初めてお兄さんのことを持ち明けました。

先生はゆっくり話を聞いてくれて、
Aさんのことを信じてくれました。
『そんなことがあったんだね。
Aさんは悪くないよ。
打ち明けてくれてありがとう』

それからAさんは、
スクールカウンセラーに会うようになりました。
気持ちを聞いてもらう中で、
少しずつAさんにほっとする感覚が戻ってきました。

何で性暴力って起こるの?
お互いの関係が
対等でない場面で起こります。



性暴力って何で起こるの?
「女らしさ」と「男らしさ」

- 女の子は大人しい方がいい。
自己主張しちゃいけない。
- 女の子のイヤはイヤじゃない。
男の子はちょっと強引なくらいがいい。
- 男の子は、弱音をはいちゃいけない。
→「らしさ」にとらわれない
「自分のきもち」を見つけましょう。



もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

- 逃げる・距離をとる
- 信頼できる大人に相談する
- 病院などで適切なケアを受ける

もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

- 相手からの連絡には返信しない

もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

- ひとりで抱え込まず、助けを求めよう
- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラーなど自分が話せると思える学校の先生
- 保護者、いつも身近にいる人たちなど
- 信頼できる大人に、相談する権利をみんな持っています。

もし「性暴力」にあったら

あなたが選べること

病院

からだのケア	こころのケア
産婦人科	心療内科
泌尿器科	精神科

ケガの手当て・緊急避妊薬・性感染症の検査など

カウンセリング・誰の相談など

適切なケアを受けましょう。

性暴力被害者支援センター・ふくおか

24時間365日、電話で相談できます。

名前や学校を言わなくてもいいです。
秘密は守ります。

- あなたが望まない、同意のない性的な行為や発言はすべて性暴力です。
 - 対等でない関係
 - らしき
 - 「境界線」のピンチ
- 皆さんは、信頼できる大人に相談する権利を持っています。

あなたのからだはあなたのもの、あなたのこころもあなたのもの。

性暴力対策アドバイザー派遣事業
受講の手引き
(高等学校)

目次

1	性暴力対策アドバイザー派遣事業について	1
2	実施内容	3
3	アンケートの実施について	5
4	事前準備	6
5	講義実施	10
6	講義実施後	10
7	問合せ先	15

別添 高等学校テキスト

1 性暴力対策アドバイザー派遣事業について

性暴力対策アドバイザー派遣事業は「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」第11条に基づき実施されている。

(1) 福岡県性暴力根絶条例

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」いわゆる「性暴力根絶条例」は平成31年2月に制定。

（福岡県は、性犯罪被害発生率（人口10万人当たりの認知件数）が、平成30年度まで、9年連続ワースト2位となるなど、性犯罪の根絶に向けた取組が喫緊の課題となっていた。）

【「福岡県性暴力根絶条例」（抜粋）】

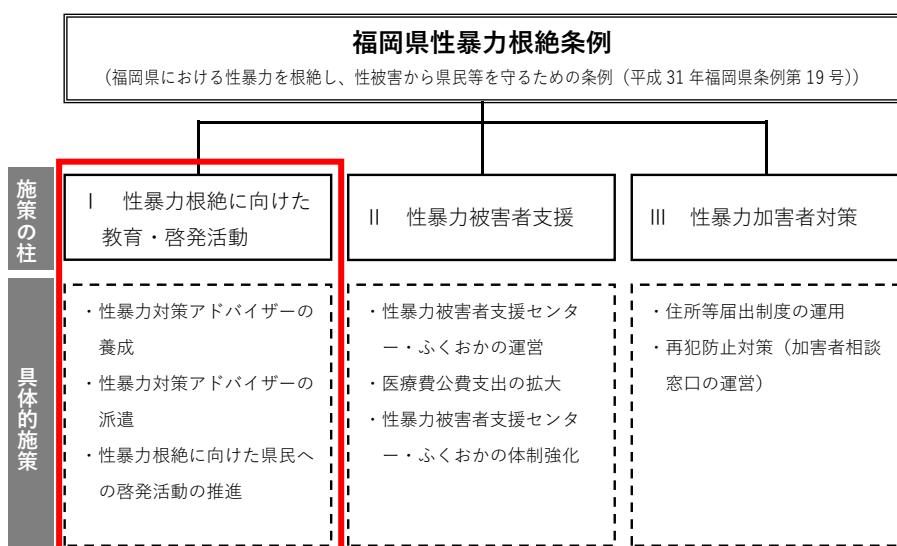
○第11条第1項

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

○第11条第2項

前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

(2) 性暴力根絶条例に基づく具体的施策の体系



(3) 事業計画

全校実施となっている各校種（小学校高学年、中学生、高校生）において在学中に最低1回（中等教育学校は前期課程、後期課程それぞれ1回ずつ）は各児童生徒が受講できるよう、小学校高学年（5・6年生）は2年、中学生以上は3年サイクルでアドバイザーを派遣する。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
公立	高校生	先行実施・検証→	全校実施→			
	中学生	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校高学年	先行実施・検証→	全校実施→			
	小学校低、中学年	-		先行実施・検証	希望校実施→	
	特別支援学校生	先行実施・検証→		全校実施→		
私立学校生		先行実施・検証→	希望校実施→			

(4) 事業の目的

性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与すること。

(5) 性暴力対策アドバイザーとは

福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者。

アドバイザーの役割は下記①～③のとおり。

【アドバイザーの役割】

- ①配慮校（※）について県及び学校との事前打合せの実施
 - ②講義の実施
 - ③講義の際に、児童・生徒から性暴力に関する相談があった場合における学校関係者（養護教諭・スクールカウンセラー）への引継ぎ
- ※配慮校…講義対象の児童生徒の中に性暴力の当事者が含まれる、学級・学校が荒れていて落ち着いて学習する雰囲気など、講義に当たり配慮が必要と認められる事情がある学校

2 実施内容

(1) 講義のねらい

性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で、性暴力とならない人との接し方を選択することができる。

また、性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。さらに、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

(2) 到達目標（高等学校）

性暴力の実態と社会の取り組みを知る。

- ① 性暴力は身近で発生していることを知る。
- ② 被害の影響を知る。
- ③ 二次被害を生まないためのまわりの行いを知る。
- ④ 性暴力についての社会の取り組みとその役割を知る。

(3) 使用テキスト

別添「高等学校テキスト」

(4) 授業の展開例

時間	主な内容	留意点
導入 5分	1. 講師の自己紹介 2. 受講上の注意点	○受講上の注意点としては、受講中に不調を来て退出したい等の場合に学校の教師に申し出て良いこと等を伝える。
展開 35分	1 授業のねらいや全体像を知る 2 講師からの講義	○授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。
まとめ等 10分	1 全体のまとめ 2 質疑応答	○講師から、特にこれだけでも覚えておいてほしいということを改めて強調する。

(5) 教科等における位置づけの例

- ・家庭>家庭基礎> A人の一生と家族・家庭及び福祉
 - >(2)青年期の自立と家庭・家族
- ・特別活動>ホームルーム活動
 - > (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - >イ 男女相互の理解と協力、工 青年期の悩みや課題とその解決、
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣
の確立

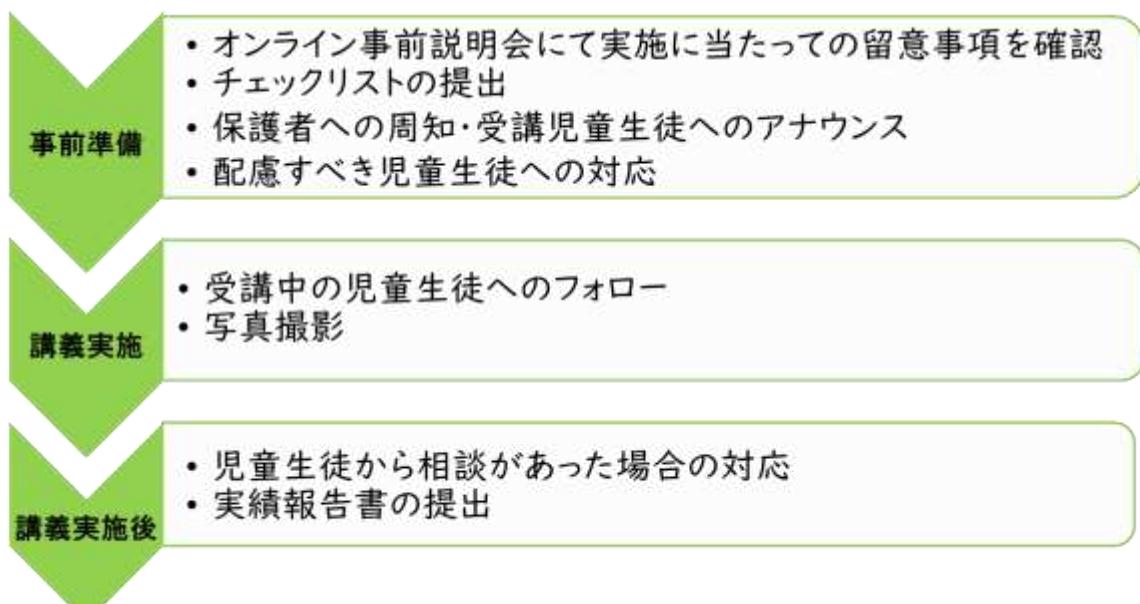
(6) 受講単位

学年単位の受講を基本とするが、学校判断により変更可能。

(7) 受講に当たっての事前調整

生徒からの相談へのフォローアップをスムーズに行うために、可能な限りスクールカウンセラーが授業に同席できるよう調整する。

(8) 講義実施前後に学校が実施すること（詳細は6頁以降を参照）



3 アンケートの実施について

アンケートの実施については、各学校の任意となるが、実施する場合は下記の点に留意して行う。

(1) アンケートは県の所定の様式を使用し、原則記名で実施する。

匿名で提出されたアンケートから、個人を特定するリスクを避けるため、原則記名とする。

(2) アンケートの目的について、学習者へ説明をしたうえで配布する。

「このアンケートは、講義の理解度を確認するために行う」等の説明を行う。

(3) アンケートの管理と対応について、各学校での取扱いを事前に決めておく。

①回収後のアンケートを確認する職員の範囲を事前に決める。

②部外者へ閲覧を許可する場合は、根拠を明らかにする。

③アンケートの保管場所について、十分に配慮する。

本事業やアンケートは、性暴力の被害や加害の開示を促すものではないが、アンケートを通して、学習者から何らかの被害や加害の開示がある可能性があることを考慮しておく必要がある。

(4) 生活安全課によるアンケートの協力依頼

また、事業の効果検証のため、県（生活安全課）において、学校を抽出し、児童生徒及び教員へのアンケートを実施。アンケートを依頼する学校については、別途依頼文を発出。

4 事前準備

(1) オンライン説明会への参加・チェックリストの提出

生活安全課が実施するオンライン説明会において、実施に当たっての留意事項を確認する。説明会後は「チェックリスト」を生活安全課に提出し、必要に応じて派遣アドバイザー・学校・生活安全課の三者打合せを実施する。

(2) 保護者への周知・受講児童生徒へのアナウンス

実施通知等で、保護者に対して講義を実施する趣旨や講義の概要等の説明を行い、児童生徒に配慮が必要な場合は学校に相談してもらうよう周知する（7頁：保護者向け通知の例）。

担任等の学級指導等において児童生徒への趣旨説明を行い、受講に際し心配事がある等の場合は教師に相談するよう伝える（8頁：受講児童生徒への事前アナウンスの例）。

(3) 配慮すべき生徒への対応

事前に配慮が必要と把握している児童生徒、保護者や本人から相談のあった児童生徒に対応する（9頁：個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前））。

受講後に生徒の相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。

【保護者向け通知の例】

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

○○○○○学校長

性の健康と権利に関する教育の実施について

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本校においては、専門家をお招きし、性の健康と権利に関する講義を実施することとしております。

この教育は、自分も相手も大切にするコミュニケーション力を身につけ、社会の中で自他の安全を守って生活するための基本的なスキルを身につけることを目的としています。その中で性被害のことや、もし被害にあった場合に助けを求めるの大切さや方法も学びます。本校としては、子ども達が生きる力を育むうえでの大切な教育内容と考えております。

つきましては、下記のとおり全校生徒（○学年の全児童生徒）に対し授業を実施しますので、保護者の皆様にお知らせします。

記

1 日時

令和 年 月 日 (曜日) 時間目

2 講師

福岡県性暴力対策アドバイザー ○○ ○○

3 講義内容

- 高校生
- (1) 「境界線」の話
 - (2) 性暴力とは
 - (3) 性暴力被害後の影響
 - (4) 「二次被害」について
 - (5) もしあなたが性暴力にあつたら
 - (6) もし友達が性暴力にあつたら

4 その他

受講にあたり、児童生徒に配慮が必要であるなどの事情がある場合は○○（担任等）にご連絡ください。

○年○組（担任） ○○ ○○
○○○—○○○—○○○

【受講児童生徒への事前アナウンスの例】

※保護者への通知文を配付するタイミングでクラス全体へアナウンスすることを想定している。

- ・今度、外部講師を招いて、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業をして頂くことになっている。
- ・自分も相手も大切にするということはどういうことか、自分と相手の安全、安心の守り方、性暴力のこと、もし被害にあってしまったらどうしたらいいか、といったことを教えてもらう。
- ・○月×日△時間目に、全校児童生徒（○学年全児童生徒）で授業を受ける。
- ・この授業を受けることは、保護者にもおたよりで伝える。
- ・心配なこと、気になることがあったら、事前に先生に伝えてほしい。

【個別対応が必要な児童生徒への対応について（授業前）】

○ 個別に配慮を行う目的

- ・性暴力の話題で混乱すると予想されるような児童生徒が、無理のない範囲で、安心して授業に参加できるようサポートする。（授業を受けなければならないわけではない。）
- ・授業や性暴力に関する話題を扱うことに対する不安な気持ちを話せるようであれば、どのように不安なのかを聞き、どう対処したらよいか一緒に考えることで、学校生活への安心感を高める。

○ 配慮が必要な児童生徒の例

- ・性被害（家庭内での性的虐待を含む）を受けたことのある児童生徒
- ・家庭内に性被害を受けたことのある人（きょうだい等）がいる児童生徒 等

○ 配慮の方法

①授業のアナウンスや保護者への通知を受け
て、児童・生徒又は保護者から相談がある

①学校が事前に配慮の必要性を把握

②保護者からの相談の場合等、必要に応じて対応について保護者と打合せ

③児童・生徒と個別に面接を行う（他の児童・生徒、教職員の目に触れない場所で行う）
<面接の際の声掛けの例>

- ・今度、性に関することや人とのコミュニケーションについての授業がある。
- ・授業の中では、性暴力とはどういうことか、被害者は悪くないけれどとても怖くて傷付くこと、そういう時には難しいかもしれないけど助けを求めよう、ということの話がある。
- ・もしかしたら、聴いたらきつくなる人もいるかもしれないので、そういう時には無理をしないことも大事なことである。なので、聴くのがきつい、怖い、いやだと思うのなら、無理をして聞かずに、保健室で待つなどしていい。その場合も不利益はない。
- ・この話をきいて、どうかな、授業にみんなと参加できそうかな？それとも不安に思うことがあるかな？と、児童生徒の気持ちを聞く。
※学校が配慮の必要性を把握している場合は、クラス全体への説明よりも前に、個別に伝える。
- ※配慮が必要な事情について知っていることを児童生徒が了解している教職員から、伝える。

④配慮の対応

<対応の例>

- ・（教室で実施の場合）後方の出口に近い席（途中で退席しやすい）や慣れた先生の隣であれば大丈夫、というのであれば、席を調整する。
- ・（体育館等で実施の場合）他の児童生徒と並んで一緒に聞くのは難しいが、離れた場所で聞くのであれば大丈夫、というのであれば、離れた席を用意する。
- ・授業中に退席したいときは誰にどんな合図をして退席するのか、具体的な手順を決めておく。
- ・退席後に休める場所を確保しておく（保健室等）。また事前に他の教職員と申し合わせておく（「授業に戻りなさい」等の声掛けがされないように配慮する）。
- ・授業に出席しない場合、当日は授業が始まる前の休み時間に「頭が痛いから保健室で休む」と友達に伝えて教室を出ること、などを打ち合わせておく。

5 講義実施

(1) 受講中の生徒のフォロー

担任等の教員が受講児童生徒の様子を見守り、必要時に対応ができる体制を取つておく。

(2) 写真撮影

実施報告書への添付のため、授業の様子について写真撮影を行う（児童生徒の顔を写す必要はない）

6 講義実施後

(1) 児童生徒から相談があった場合の対応

講義後に児童生徒から相談があった場合に対応する（11頁：生徒から相談があつた場合の対応について（授業後））。

(2) 実績報告書の提出

「福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書」を県生活安全課にメール又は郵送で提出する（12頁：福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書）

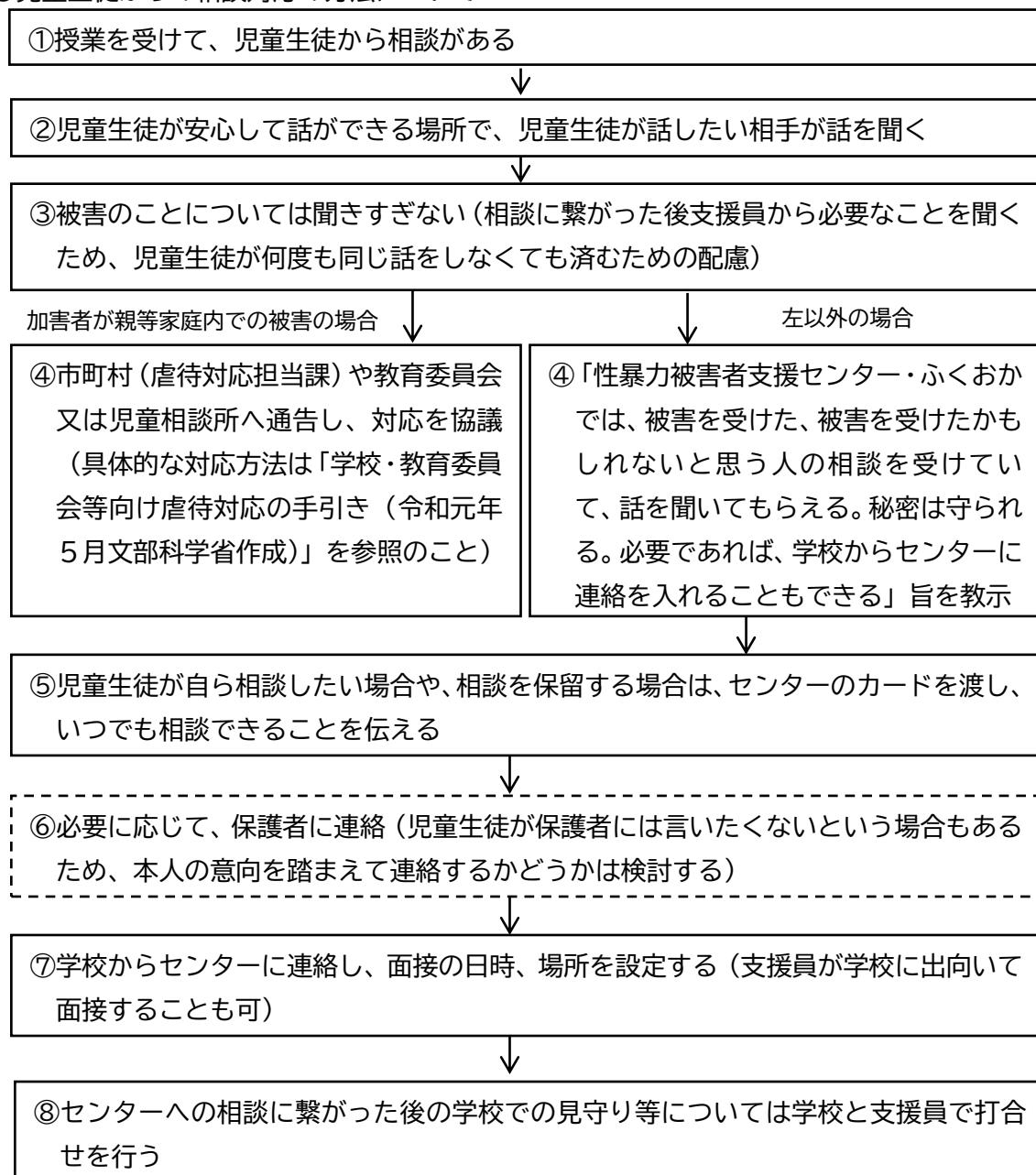
【生徒から相談があった場合の対応について（授業後）】

○性暴力被害者支援センター・ふくおかについて

全都道府県に設置されている、性暴力被害者の相談から医療的、法的支援までをワンストップで支援する相談機関。

- ・設置主体：県（生活安全課）
- ・委託先：公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター
- ・設置場所：福岡市内（住所は非公表）
- ・電話番号：092-409-8100 (#8891)
- ・開設時間：24時間365日（年中無休）
- ・相談員の職種：心理職、看護師、社会福祉士等の有資格者
- ・支援内容：電話相談、面接相談、医療機関付添い、医療費（身体、精神）公費支出、カウンセリング、証拠資料採取、無料弁護士相談、緊急宿泊等

○児童生徒からの相談対応の方法について



【福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書】

様式第4号

年　月　日

福　岡　県　知　事　殿
(人づくり・県民生活部生活安全課)

団体等の名称
代表者氏名

福岡県性暴力対策アドバイザー派遣実施報告書

下記のとおりアドバイザーの派遣を受けましたので報告します。

派遣期日	年　月　日　曜日		
派遣時間	：　～　：		
打合せ日時	<input type="checkbox"/> 同日 (時頃) <input type="checkbox"/> 月 日 (時頃)		
派遣場所の 住所・名称	〒 電話: ()		
対 象 者		参加人員	人
アドバイザーナ			
開催概要・ 感想等			

添付資料:実施状況の写真2, 3枚を添付してください。

7 問合せ・各種資料提出先

事業担当課 : 福岡県 人づくり・県民生活部 生活安全課
性暴力・犯罪被害対策係

住所 : 〒812-0053
福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎

電話番号 : 092-289-9395

FAX : 092-289-9397

メールアドレス : sa-adviser@pref.fukuoka.lg.jp

性暴力の実態と社会の取り組み

おはなしすること

- 「境界線」の話
- 性暴力とは
- 被害後の影響
- 「二次被害」について
- もしあなたが性暴力にあったら
- もし友達が性暴力にあったら

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは、自分で決めていいんです。

「境界線」

自分のまわりには、勝手に入ってはいけない
個人的な空間がある。

自分と相手の人との、目には見えない「境界線」。
見えない透明バリア。

この透明バリアで、安心や安全が守られている。

境界線は

自分を守る・

相手を守る透明バリア。



いろいろな「境界線」

- 「からだの境界線」
● 誰と、どれくらい距離をとるかは、あなたが決められる。
- 「きもちや考え方の境界線」
● どんな気持ちも持っていない。
何を大切にするかは、あなたが決められる。
- 「持ち物の境界線」
● 持ち物やお金にも境界線がある。
- 「時間・空間の境界線」
● 時間をどう使うか、どう過ごすかは、あなたが決められる。
- 「性の境界線」
● 自分の性は自分だけのもの。

自分の「境界線」を守るために

- 「イヤ」と相手に伝える。
- その場を離れる
- 信頼できる大人に、話してみる

相手の「境界線」を守るために

- 相手も「イヤ」と言つていい。
- 「イヤ」って言われると…ツライ。
でも、あなた自身のことが「イヤ」ではない。
- 相手の「イヤ」を受け入れることは、
相手を大事にするということ。

「性の境界線」をこえるときの確認

キスやハグなどをするときに、お互いの気持ちを確認すること

「性的同意」

- 言葉でお互いの気持ちを確かめ合うこと。
- パートナー同士であったとしても、
性的行為をすることは義務ではない。
- 性的行為をする／しないを
決めるのは自分自身。



性暴力とは

あなたが望まない・同意のない
性的な行為や発言はすべて性暴力。



プライベートゾーンとは？

体操服でかくれるところと口。



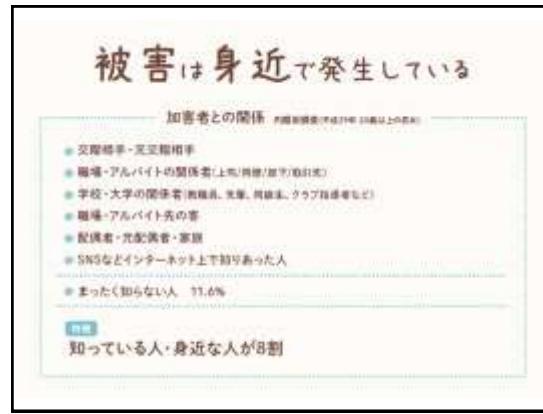
いろいろな性暴力 ~カラダに直接さわる性暴力~

- 痴漢
- レイプ
- デートDV
- 家庭内での性的虐待 など

※デートDV:交際相手からの暴力のこと

いろいろな性暴力 ~カラダに直接さわらない性暴力~

- 体へのからかい、性的な中傷
- 若替えやトイレ、入浴をのぞく
- 下着を盗む
- 衣服に精液をかける
- 性的な画像や性行為をみせる
- 説教
- 裸の写真などをSNS等で送りつける、送らせる、公開する
- ストーカー行為 など



事例

知っている人からの被害

アルバイト先での出来事

※被害者Aさんは、女性

普段からAさんは
バイト先で迷惑があることがあると。
先輩に積極的に相談していました。
優しく教えてくれる先輩でした。

でも、
先輩から軽く身体を触られることがあったので、
Aさんはふたりきりになるのを
避けるようにしていました。

それでも先輩が「仕事を教える」などと
理由をつけたり、
Aさんに対して不機嫌な態度をとるため、
Aさんは避けがちになり、
被害がエスカレートしていきました。

『バイトの人によられたくない』
 『みんなに迷惑掛けたらいけない』
 被害については、
 誰にも打ち明けられませんでした。

『イヤって言わなかっただ
 自分が悪かったのかな』



朝起きると吐き気やめまいがしました。
 先輩に似た人を見かけると、
 心臓がドキドキして身体が震えたりするようになりました。

Aさんは外に出るのが怖くなりました。



『最近元気ないね。何かあった?』

友達に声をかけられ、
 レンタで抱えることに限界を感じていたAさんは、
 初めて被害のことを友達に打ち明けました。

友達のアドバイスで、
 店長に先輩のことを持
 携談することになりました。



店長は
 「自分から誘ったんじゃないの?」
 「触られたくないで、おおげさじゃない?」
 と、取り合ってくれませんでした。

『やっぱり自分が悪かったんだと思いました。』



『もう誰も信じられないよ
 『なんで私はかのリヤな思いしないといけないの!』
 朝まで眠れない日が続いて、
 Aさんはバイトを休むようになりました。

『最近家でダラダラして
 はっきりじゃない!』
 事情を知らない家族と
 ケンカが多くなりました。



『もうピュしていいかわからない』

友達が調べてくれた相談先で、
 Aさんはカウンセリングを受けることにしました。

カウンセラーに気持ちを聞いて
 もらう中で、少しずつAさんに
 ほっとする感覚が戻ってきました。



知らない人からの被害

電車の中での出来事

※被害者Aさんは、男性

高校生のAさんは、
電車で学校に通っています。

ある日の塾の帰りのことです。

いつもより混み合っていて、
もうぎゅうぎゅうでした。



あれ。
何かがカラグに当たっているような…
身動きが取りづらい中で確認できたのは、
隣に立っているスーツ姿の大人の手のようだ、
ということです。

Aさんの頭の中は、真っ白です。



その日どうやって家に帰ったのか、
覚えていません。

気がついたら、自分の部屋にいました。

男がちかんにあうって、おかしい?
誰かに言って、信じてもらえる?

誰にも知られたくない。

涙が出てくる。



イヤって言わなかつた
自分も悪い?

その日から、
Aさんは電車に乗るのが怖くなりました。

電車に乗ろうとすると呼吸が苦しくなって、
我慢して乗っても
途中で降りることが多くなりました。



学校を遅刻したり、塾を休んだり、
なんだか上の空なAさんを見て、

家族が
「なにかあったの?」
と心配して聞いてくると、

なんもないって!

といライラしてしまいます。



成績が急に下がってしまった、
もうピクしたらしいのか
Aさんがわからなくなっていたとき、
家族から学校への相談がきっかけで、
スクールカウンセラーの先生と
おはなしすることになりました。



32

んー。
なんか最近イライラするんですよね。笑

最初の相談では話せなかったけれど、
何度目かの相談のときに、
Aさんは少し、
電車での出来事を話してみました。

そういうことがあったんだね。
話してくれて、ありがとうございます。



33

先生が話を信じて聞いてくれたことで、
Aさんは少し気持ちがほっとしました。

焦る気持ちがあるかもしれないけど、
Aさんのペースでいいんだよ。



34

被害後の影響

- からだ**
 - 疲れやすい
 - 食事しい
 - 眠れない
 - など
- こころ**
 - 思い出したくないのに思い出す
 - 不安でイライラする
 - 他人が気になる
 - など
- 考え方**
 - 自分を責める
 - 何をやつてもだめだ
 - 誰も信じられない
 - など



35

被害後の影響

どんな反応が、どのくらい出るかは人それぞれ。
反応が出たとしてもそれは自然なこと。
本人だけでなく、家族や周りの人にも影響が広がることもある。
長期にわたって影響が続くこともある。

36

「二次被害」

例えば…

- 「それって本当?」など信じてもらえない
- 「あなたが悪い」「そんなところへ行ったから」など被害にあった人の責任にされる
- 様々な場面で何度も繰り返し説明させられる
- 周囲の人々のうわさ話、報道によるプライバシー侵害



37

正しい知識を持とう

経済・社会問題

若い女性だけが被害にあら
がわいいからじゃない
お尻に絶対しないのは、何事だから
シナリオは性欲がうる
暴動的なもの
被害者にも原因はある

実際には

若い子どもから高齢者、男性も被害にあら
被害者の容姿の問題ではない
抵抗しない、ではなく、「抵抗できない」
性欲より支配欲によって、
豊田店に起こっている
「若いのは加害者」

その情報あってる？

TV・インターネット・SNS・漫画など、メディアからの情報は
大げさに表現しているものもある。

- 「これって本当？」「なんか違うよね」
という感覚を大事に
- 正しい情報を選んでいこう



正しい情報を選んでいこう

性暴力被害者支援センター北関東



性暴力の被害に
あわれた方へ



性暴力ってなに？...自分を根本を守る情報パッケージ

もし性暴力にあったら あなたが選べること

逃げる
距離をとる



大人に
相談する



病院・警察
など

逃げる
距離をとる



『イヤ』と言う

相手からの連絡には
返事しない

大人に
相談する



誰かに相談することは
自分を守る力になる

性暴力被害者
支援センターふくおか

- 医療機関への付き添い
- 警察への付き添い
- 弁護士による法的支援
- カウンセリング
- 緊急時の宿泊場所の提供

病院

からだのケア	こころのケア
産婦人科	心療内科
泌尿器科	精神科

ケガの手当て・緊急避妊薬・性感染症の検査など

カウンセリング・誰の話方など

適切なケアを受けましょう。

警察

- 加害者を処罰してほしいとき
- 犯罪として調べてほしいとき

迷っているときに、相談することもできます
#8103（ハートさん） 性犯罪被害相談電話

友達から相談を受けたとき

- 話をゆっくり聞く
- 相手のベースを守ること
- 信頼できる大人への相談をすすめる

あなた自身が抱え込まないでください

あなたのからだはあなたのもの、
あなたのこころもあなたのもの。

自分がどうしたいかは
自分で決めていいんです。